			この表において同じ。（東北道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
			四　土木技術（企画部、建政部、河川部及び道路部の所掌に関するものに限る。以下この表において同じ。）に関する情報の収集及び管理（東北道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
			五　建設機械（企画部、建政部、河川部及び道路部の所掌に関するものに限る。以下この表において同じ。）に関する職員の研修及びその他の職員の研修（研修計画の企画及び立案並びに東北道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
			六　公共土木施設の応急復旧に係る建設機械及び資機材の運用に関する調整
			七　地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての調整、指導及び監督（東北道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
東北道路メンテナンスセンター	多賀城市	東北地方整備局の管轄区域	一　直轄国道等の修繕工事、維持その他の管理（高度な技術を要するものに限る。）
			二　土木工事の施工技術の改善のうち、道路の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての調査及び試験施工
			三　土木工事用材料のうち、道路の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての調査及び試験

			この表において同じ。
			四　土木技術（企画部、建政部、河川部及び道路部の所掌に関するものに限る。以下この表において同じ。）に関する情報の収集及び管理
			五　建設機械（企画部、建政部、河川部及び道路部の所掌に関するものに限る。以下この表において同じ。）に関する職員の研修及びその他の職員の研修（研修計画の企画及び立案を除く。）
			六　公共土木施設の応急復旧に係る建設機械及び資機材の運用に関する調整
			七　地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての調整、指導及び監督